

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和2年(2020年)9月11日  
北海道知事 鈴木直道

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。  
この取消しの効力発生日は、令和3年3月31日である。

(私立専門学校)

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
北海道福祉教育専門学校	室蘭市母恋北町1丁目5-11	学校法人北斗文化学園	室蘭市中央町1丁目5-11	法第15条 第1項第一号
北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校	室蘭市山手町1丁目11-34	学校法人北斗文化学園	室蘭市中央町1丁目5-11	法第15条 第1項第一号
札幌医療リハビリ専門学校	札幌市北区北6条西1丁目3-1	学校法人都築教育学園	霧島市国分中央1-10-2	法第15条 第1項第一号
明日佳幼児教育専門学校	札幌市西区山の手3条2丁目5-5	学校法人小野寺学園	札幌市西区山の手3条2丁目5-5	法第15条 第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）